

発議案第1号

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月4日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	塚本路明	印
賛成者	八千代市議会議員	安原哲	印
	同	江野沢隆之	印
	同	奥山智	印
	同	小林恵美子	印
	同	松崎寛文	印
	同	緑川利行	印

提案理由

国に対し、消費税率引き上げに際し、新聞購読料に課される消費税において軽減税率の適用を求める。

これが、本案を提出する理由である。

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞は、国内外の多様な情報を、新聞社が持つ戸別配達網により全国にほぼ同じ時刻に届けることで国民の知る権利及び議会制民主主義を下から支え、あわせて文化の興隆の中軸の役割を果たし続けている。実際に我が国は、新聞普及率が他国に比して高水準にあり、国土も狭く資源に乏しいながらも戦後世界有数の先進国になれたことは、新聞の普及によるところが大きいと考える。

しかしながら近年、活字離れが進む中、新聞の購読率は低下傾向にある。日本新聞協会の調べによると、1世帯当たりの新聞発行部数は2000年に1.13あったものが、2013年では0.86となっており、家庭に新聞がない世帯が増加しているという状況にある。家に新聞がないということは、新聞を全く知らないで育つ子がさらにふえると危惧される。こうした状況下において、新聞購読料に対する消費税率を引き上げることは活字離れに拍車をかけ、我が国の知識水準の低下、強いては国力の低下を招きかねない。

欧米各国においては、「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」との認識のもと、一定の要件を備えた新聞等に対しては軽減税率を適用していることから、本市議会は国に対し、消費税率引き上げの際には新聞購読料への軽減税率を適用するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様